

**小規模多機能型居宅介護事業・
看護小規模多機能型居宅介護事業
事前申出受付要項（建設費補助あり）
（令和 2 年 10 月募集）**

令和 2 年 10 月

仙台市健康福祉局介護事業支援課

目 次

1. 募集の概要.....	1
2. スケジュール.....	2
3. 応募の手続き等.....	2
4. 提出書類.....	3
5. 応募要件.....	3
6. 応募に当たっての留意事項.....	5
7. 事業計画の審査.....	6
8. 施設整備に係る補助制度について.....	7
9. その他.....	8
【様 式】	
指定手続き等に対する質問書.....	10
【参考資料】	
地域密着型サービス整備状況一覧表.....	12
事前協議事業者決定後，事業者指定までの流れ.....	13
仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における 事前申出及び事前協議手続に関する要綱.....	15
地域密着型サービス事業者等事前協議事業者の選定等に関する要綱.....	21

1. 募集の概要

仙台市では、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に基づき計画的に福祉施設整備を進めることとしており、今回の募集は、本市の施設整備費補助を受け、小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事前申出事業者を募集するものです。

(1) 整備の考え方及び募集内容

日常生活圏域（中学校区）ごとに計画的に地域バランスに配慮した配置を図っていく必要があることから、令和2年度の公募は次のとおりとします。

➤ サービスの種類	小規模多機能型居宅介護事業・看護小規模多機能型居宅介護事業
➤ 募集整備数	小規模多機能型居宅介護事業 3か所程度 看護小規模多機能型居宅介護事業 3か所程度 ※小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業 合計で6か所程度
➤ 募集対象地区	令和2年10月1日現在において小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業が未整備の日常生活圏域 (各サービスとも各圏域1か所)
➤ 募集整備区分	新設
➤ 補助対象経費	法人自己所有の建物の新築及び改修費用 (補助制度については、「8. 施設整備に係る補助制度について」(P.7)を ご覧ください。
➤ 事業開始の時期	原則として令和4年4月1日までに開所
○	仙台市ホームページで、地名から市立中学校の学区を検索することができます。 http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html

(2) 事業開始の時期について

原則として令和4年4月1日までに開所するものとします。

※別途実施する「特別養護老人ホーム設置者募集（令和2年10月募集）」において広域型特別養護老人ホームに応募し、かつ、本募集において当該広域型特別養護老人ホームと併設する小規模多機能型居宅介護事業又は看護小規模多機能型居宅介護事業に応募する場合には、令和5年4月1日までに開所するものとします。ただし、当該広域型特別養護老人ホームの応募が不採択になった場合は、令和4年4月1日までに開所するものとします。

事業者指定申請時期については、「事前協議事業者決定後、事業者指定までの流れ」(P.13)をご覧ください。

2. スケジュール

募集から選定までのスケジュール（予定）は、下記のとおりです。

日 程	概 要
令和2年11月18日（水）	質問受付
令和2年12月16日（水）	事前申出受付期限
令和3年1月下旬（予定）	ヒアリングの実施
令和3年3月下旬（予定）	結果の通知及び公表

事前協議事業者決定後、事業者指定までの流れについては、P. 13をご覧ください。

3. 応募の手続き等

(1) 手続きに関する質問受付・回答

地域密着型サービス等事業者指定手続き等についての質問は、「指定手続き等に関する質問書」（P. 10）により提出してください。電話及び口頭での質問は受け付けません。

※ 過去の質問に対する回答について、「地域密着型サービスの事業者指定手続き等に関するQ&A」のページをご覧ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tetsuzuki.html>

受付日	令和2年11月18日（水）
時間	午前9時から午後5時まで
提出場所	仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係 ☆☆☆ Eメールアドレス fuk005180@city.sendai.jp ☆☆☆
提出方法	「指定手続き等に関する質問書」に必要事項を記入し、Eメールで送付してください。質問書様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。 ※ http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kyotaku-02.html ※ 送信後に必ず介護事業支援課指定係へ着信確認の電話をしてください。 電話：022（214）8169
回答方法	質問のあった項目を取りまとめ、令和2年11月27日（金）頃にホームページに掲載しますが、質問内容によっては、関係機関等への照会等のため時間を要し、遅れることもございますので、ご了承ください。 http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kyotaku-02.html

(2) 事前申出の受付

応募書類は、郵送でのみ受付いたします。応募書類の持参による受付はいたしませんので、応募受付期限まで余裕を持ってご提出ください。

応募受付 期 限	令和2年12月16日（水）午後4時必着
郵送場所	〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係
提出方法	<ul style="list-style-type: none">「4. 提出書類」に記載の応募書類について、「仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係」へご郵送ください。発送後、法人名、ご担当者名、書類発送日を記載したEメールをご送信ください。Eメールのタイトルは「小規模多機能型居宅介護募集応募」又は「看護小規模多機能型居宅介護募集応募」としてください。 ☆☆☆ Eメールアドレス fuk005180@city.sendai.jp ☆☆☆介護事業支援課からの事業者宛の応募受付完了のEメールの送信をもって、応募書類の受理といたします。 応募受付完了のEメールは事業者からのEメール受信と応募書類が全て整っていることを確認の上での送信となります。令和2年12月23日（水）を過ぎても、応募受付完了のEメールが届かない場合は電話にてお問い合わせください。

4. 提出書類

事前申出に必要な提出書類は、仙台市ホームページをご覧ください、様式をダウンロードして作成してください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kyotaku-02.html>

事前申出書類は「提出書類一覧」を最上位とし、以下提出書類一覧記載の順番にA4版フラットファイルに左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけたうえで、正本1部を提出してください。併せて、指定様式の電子データを保存したCD-Rを提出してください。本市の事務作業上、応募書類のデータをパソコンにコピーさせていただきます。仙台市ホームページからダウンロードする指定の様式については、wordもしくはexcel形式で作成しておりますので、ファイル形式は変更しないようにお願いします。

提出の際は、申出事業者においても、手元に当該書類一式の控えを保管してください。後日、応募書類の副本1部を提出していただきます。

申出期間終了後は、法人の都合による計画の変更は一切認めません。また、応募書類及びCD-R等は返却いたしません。

なお、本市が必要と判断した場合に、本市から書類の追加、補正等を求めることがあります。

5. 応募要件

応募にあたっては、下記の全ての要件を満たすことが必要です。

なお、応募書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の

対象から除外いたします。

- (1) 「仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱」(P. 15) 第4条各号に該当しないこと。
- (2) 補助事業として決定した段階（または協議終了）で仙台市税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること（または事業開始までに満たすことが確実であること）。

指定基準については、仙台市ホームページ内「地域密着型サービス省令・解釈通知・Q&A」で内容をご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tsuchi.html>

(注意)

介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準，建築基準法以外に求められる主な関係法令は以下のとおりです。なお，これら以外にも施設の整備にあたり満たすことが必要な関係法令もございますので，ご注意ください。

(1) 消防法施行令

消防法施行令の改正により，平成27年4月1日よりスプリンクラー設備等消防用設備の設置が義務づけられております。

(2) 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

「8. 施設整備に係る補助制度について」(1) (P. 7) の施設整備費補助金を利用する場合，仙台市ひとにやさしいまちづくり条例を遵守していただく必要があります。詳細は下記 URL よりご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/kenkotofukushi/shogai/kyose/barrier-free/manual.html>

なお，本市が建設費の補助を行う施設の整備にあたっては，整備の水準は原則「目標となる指針」を満たす必要がありますが，下記項目(※)については，一般の住宅的な雰囲気が入所者の症状進行の抑止，能力の回復につながることに考慮し，「目標となる指針」ではなく「整備基準」により整備することを認めております。

※出入口（内のり幅・自動ドア），廊下・階段・駐車場・敷地内通路（幅員），エレベーター（床面積）及び便所（介護ベッド等設置）

- (4) 小規模多機能型居宅介護事業については，介護予防小規模多機能型居宅介護事業所としても併せて指定を受け，一体的に運営を行うこと。
- (5) 建設費や建設諸経費等に要する自己資金に加え，施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として，年間事業費の12分の2以上に相当する額を自己資金もしくは贈与金で確保すること。
- (6) 民間金融機関からの借入（独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。）を予定している場合は，融資見込証明書等（「参考様式第2号」）により融資見込額等の確認ができること。

(7) 事業開始時期までに、事業開始が可能な事業予定地及び建物が確保できること。また、事業予定地が係争地でないこと。事業予定地を賃借で確保する場合は、定期借地契約でないこと。

(8) 事業予定地及び建物に所有権のほか抵当権等第三者の権利が設定されていないこと、または設定されている場合は、選定後、事前協議終了までの間に抹消される予定であること。

※下記の場合は第三者の権利が設定されていても応募可能です。

①既存の高齢者施設を改修し（看護）小規模多機能型居宅介護を整備する計画で、すでに高齢者施設の整備を目的として土地、建物に抵当権が設定されていて、選定後も抹消しない場合（「申出様式第7-1号」を提出してください。）

②既存の高齢者施設を改修し（看護）小規模多機能型居宅介護を整備する計画で、すでに高齢者施設の整備を目的として土地、建物に根抵当権が設定されていて、選定後も抹消しない場合（「申出様式第7-2号」及び「債務者が本整備又は増設に係る目的以外の融資を受けない旨及び債権者がそれを了承する又は本整備又は増設に係る目的以外の融資をしない旨が記載された協定書等」（任意様式）を提出してください。）

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 併設について

同一建物内における他の介護保険事業所等の併設については可としますが、事業開始時期は原則として令和4年4月1日までに開所するものとして計画してください。

※ただし、別途実施する「特別養護老人ホーム設置者募集（令和2年10月募集）」において広域型特別養護老人ホームに応募し、かつ、本募集において当該特別養護老人ホームと併設する小規模多機能型居宅介護事業又は看護小規模多機能型居宅介護事業に応募する場合には、令和5年4月1日までに開所するものとします。ただし、当該広域型特別養護老人ホームの応募が不採択になった場合は、令和4年4月1日までに開所するものとします。

(2) 資金計画について

資金計画書に記載する自己資金の合計額は、法人の預金残高証明書に記載されている金額を上限とします。

(3) 事業計画における借入金について

独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業について、NPO、営利法人等が小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を目的とし、融資を受けることは可能です。

(4) 事業予定地について

① 土地利用の制限などにより許可等を必要とする地域については、関係部署との調整期間を含め、原則として令和4年4月1日までに確実に事業開始が可能な事業予定地（公道に接続する道路等を含む。）を確保する必要があります（確認した内容について、確認状況報告書（提出書類「申出様式第8号」）を提出する必要があります。）。

なお、応募書類提出段階では応募者が購入等によって事業予定地を確保いただく必要はあ

- りませんが、選定時には事業予定地が確保されていることを売買確約書等により確認します。
- ② 独立行政法人福祉医療機構から融資を受ける際、事業の運営に利用する敷地(原則として、抵当権は第1順位)の担保提供が可能であることを要します。
 - ③ 用途地域、建ぺい率、容積率等に基づき、定員数に見合った建物面積の確保が可能な用地を確保してください(応募時点の土地利用に係る規制等を基に事業計画を策定してください)。

(5) 費用の負担について

応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(6) 関係機関への情報提供について

事前申出者が「仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱」(P.15)第4条各号に該当しないことを確認するため、提出された役員名簿(申出様式第4号)を関係機関に提供することがあります。

また、選定に係る審査(財源の確保等の状況、事業収支の状況)のため公認会計士に提出された書類を提供することがあります。

7. 事業計画の審査

応募者から提出された事業計画の選定に係る審査は、施設整備事業の選定を適正に行うことを目的とし設置した「地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査しますが、審査委員会の審査の前に、仙台市地域密着型サービス運営委員会において、意見聴取を行います。

なお、今回の募集において応募がない場合又は審査の結果、応募された計画が本市事業の目的を達成できないと判断した場合は、事業者選定を行わない場合があります。

(1) 選定の流れ

審査は、「要件審査」、「基礎審査」、「サービス内容等審査」の順に実施します。その他、「特に考慮すべき事項」がある場合は、その事項について審査することがあります。

なお、応募された事業計画が「要件審査」において要件を満たしていない場合及び「基礎審査」において事業の実施が困難と判断された場合は失格とし、次の審査対象から除外します。

(2) 選定の基準

「5. 応募要件」を満たしている応募者については、下記「①基礎審査」の選定基準及び「②サービス内容等審査」の選定基準により、審査委員会にて応募事業計画の審査を行います。

① 基礎審査

- ア 監査の指摘状況
- イ 法人及び代表者の高齢者福祉事業における実績
- ウ 事業用地に関する事項及び事業予定地の選定理由
- エ 事業計画の確実性
- オ その他の基礎審査に必要な事項

② サービス内容等審査

- ア 法人の理念及び当該事業を行う理由、将来的な事業展開の考え方

- イ サービス提供の基本方針及び「通い」、「泊まり」、「訪問」の各サービスの提供方法の考え方
- ウ 管理者・介護支援専門員・看護職員等職員の確保
- エ 整備の考え方
- オ 利用者に対する処遇内容の具体性等
- カ 非常災害時対策，防犯対策
- キ サービスの質の向上のための取り組み
- ク 職員育成等への取り組み
- ケ 地域・家族との連携及び交流
- コ 事業者の特段の取り組み
- サ その他のサービス内容等審査に必要な事項

8. 施設整備に係る補助制度について

(1) 施設整備費補助金

- ① 今回の事業計画及び資金計画の策定に当たっては，次の補助額で算定してください。

1 事業所あたり 33,600 千円

(ただし，整備費用が上記の額よりも少ない場合は，実際の整備費の額で補助額を算定してください。)

※補助金の額は変更になる場合があります。また，事業実施に際して，本市の補助金の交付及び補助額を確約するものではありません。

- ② 法人自己所有の建物を新築又は改修する費用が補助対象経費になります。
- ③ 仙台市から補助金等の交付を受け整備する事業は，設計，工事業者の選定や入札において本市の実施する契約と同等の公平性，競争性を確保し，適正な経費執行が求められます。
- 特定の「設計業者」，「建設業者」，「今後，施設運営に関係すると思われる業者」と接触する際（今回の事業計画の策定における調査等）は，不正と疑われるような行為（特に入札指名や物品購入の約束等の行為）とならないように注意してください。
- なお，応募後においてこれらに該当する事項が判明した場合には，応募の受付または選定を取り消す場合があります。

(2) 開設準備経費助成

施設の開設を円滑なものにし，開設時から安定した質の高いサービス提供するための体制整備を支援することを目的とした補助金です。

下記は，参考に記載する令和2年度の助成内容です。

〈令和2年度予定〉

- ① 補助対象：施設開設前6ヶ月間に係る③の経費
- ② 補助基準額：839,000円（上限額）×宿泊定員数
- ③ 主な対象経費
 - ・ 開設前の介護職員等の雇い上げ経費（最大6か月間の訓練等の期間）
 - ・ 開設のための普及啓発経費（地域住民への連絡会開催や入居希望者・家族等への概要説明）
 - ・ 職員の募集経費（広報誌発行，説明会開催等の活動費）
 - ・ 開設事務経費（会計，労務，開設届等の書類作成に要する経営コンサルタント経費等）
 - ・ その他の開設準備に必要な経費（備品購入費，パンフレット，ホームページ開設等のPR

費用等)

※補助金の額は変更になる場合があります。また、事業実施に際して本市の補助金の交付及び補助額を確約するものではありません。

9. その他

(1) 選定後に辞退した場合について

平成29年度以降に事前協議事業者として選定された後に辞退した事業者より辞退届提出後の次の小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業の公募（建設費補助ありのみ）において応募があった際は、審査委員会に諮った上で評価を減点することがあります（ただし災害等のやむを得ない事情の場合は除く。）。

(2) 公表について

本公募で事前協議事業者として決定（選定）された事業者について、事業者名、法人所在地及び事業計画地域（日常生活圏域）を仙台市ホームページにおいて公表いたします。選定されなかった事業者については、公表はいたしません。

ただし、本件の応募内容等に関し、仙台市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は、添付資料やCD-Rを含めて返却はいたしません。

【様式】

【参 考 资 料】

地域密着型サービス整備状況一覧表

○：未整備

●：事前申出等受付済

■：整備済

令和2年10月1日現在

生活圏域名	中学校区	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護
青葉区	青葉第一地区	第一中	■
	青葉第二地区	第二中	○
	青葉第三地区	三条中	○
	青葉第四地区	上杉山中	■
	青葉第五地区	五城中	○
	青葉第六地区	五橋中	■
	青葉第七地区	台原中	○
	青葉第八地区	北仙台中	■
	青葉第九地区	中山中	■
	青葉第十地区	桜丘中	○
	青葉第十一地区	折立中	○
	青葉第十二地区	広瀬中・錦ヶ丘中	■
	青葉第十三地区	大沢中	■
	青葉第十四地区	吉成中	○
	青葉第十五地区	南吉成中	○
	青葉第十六地区	広陵中	○
	未整備地区合計		9か所
宮城野区	宮城野第一地区	宮城野中	■
	宮城野第二地区	東仙台中	■
	宮城野第三地区	東華中	■
	宮城野第四地区	高砂中	■
	宮城野第五地区	岩切中	■
	宮城野第六地区	鶴谷中	○
	宮城野第七地区	中野中	■
	宮城野第八地区	幸町中	○
	宮城野第九地区	西山中	■
	宮城野第十地区	田子中	■
	未整備地区合計		2か所
若林区	若林第一地区	八軒中	○
	若林第二地区	南小泉中	■
	若林第三地区	六郷中	■
	若林第四地区	七郷中	■
	若林第五地区	蒲町中	■
	若林第六地区	沖野中	■
	未整備地区合計		1か所
太白区	太白第一地区	愛宕中	○
	太白第二地区	長町中	■
	太白第三地区	中田中	■
	太白第四地区	西多賀中	■
	太白第五地区	生出中	■
	太白第六地区	郡山中	■
	太白第七地区	八木山中	■
	太白第八地区	山田中	■
	太白第九地区	袋原中	■
	太白第十地区	人来田中	○
	太白第十一地区	秋保中	○
	太白第十二地区	富沢中	■
	太白第十三地区	茂庭台中	○
	太白第十四地区	柳生中	■
未整備地区合計		4か所	9か所
泉区	泉第一地区	七北田中	○
	泉第二地区	根白石中	○
	泉第三地区	八乙女中	■
	泉第四地区	将監中	■
	泉第五地区	南光台中	●
	泉第六地区	向陽台中	■
	泉第七地区	加茂中	■
	泉第八地区	将監東中	○
	泉第九地区	鶴が丘中	■
	泉第十地区	寺岡中	○
	泉第十一地区	南光台東中	○
	泉第十二地区	長命ヶ丘中	■
	泉第十三地区	南中山中	■
	泉第十四地区	高森中	■
	泉第十五地区	住吉台中	■
	泉第十六地区	松陵中	■
	泉第十七地区	館中	○
未整備地区合計		4か所	14か所
合計		20か所	48か所

事前協議事業者決定後、事業者指定までの流れ

1. 事前協議及び協議済書の交付

- (1) 事前協議事業者として選定した事業者に対して、地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書を交付します。地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書を受理した事業者は、すみやかに施設整備（基本設計）について、市と協議を開始します。
- (2) 施設整備の協議を終了した事業者は、事業内容、工事計画等必要な事項について、地域住民に対し説明会を行っていただきます。住民説明会を行った事業者は、市に対して、地域密着型サービス等事前協議済書交付申請を行います。
- (3) 市は、協議内容が適当であると認められる場合は、事業者に対し地域密着型サービス等事前協議済書を交付します。
- (4) 各事業者の事業計画について、補助審査委員会の結果、本市の補助事業として採択した場合は、施設整備補助金の内示を通知いたします。**事業者は、通知を受理した後に建築確認申請等を行ってください。**
- (5) 事前協議事業者として選定された事業者であっても、地域密着型サービス事業者等の指定が確定したのではなく、必要な指定基準を満たさない場合は、地域密着型サービスの事業者としての指定を行わないことがあります。

また、応募書類等に虚偽の記載があった場合や事前協議事業者の決定の内容等に違反し、応募した事業計画の実現が困難であると認められる場合は、選定を取り消すことがあります。

※ 事前協議、事前協議済書交付申請に必要な添付書類は、仙台市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/hitsuyo.html>

2. 事業者指定申請

地域密着型サービス等事前協議済書を受理した事業者は、指定申請時期までに指定地域密着型サービス事業者等の指定申請の手続きを行います。

○事業者指定申請及び事業者指定の時期について

地域密着型サービスの事業者の指定は、仙台市介護保険条例施行規則第24条に規定する地域密着型サービス運営委員会の審議を経たうえで行われます。

このため、原則として、指定申請及び指定の時期は下記Ⅰ～Ⅱのいずれかとなります。(ただし、地域密着型サービス運営委員会の開催時期は変動する可能性があります。)

	事業者指定申請時期	地域密着型サービス運営委員会（予定）	指定時期（予定）
Ⅰ	令和3年11月下旬	令和3年12月下旬	令和4年1月15日
Ⅱ	令和4年2月中旬	令和4年3月下旬	令和4年4月1日

※ 指定申請に当たっては、基準上定められている研修を修了していることが必要となります。仙台市ホームページ地域密着型サービス省令・解釈通知・Q&A内の「指定地域密着型サービス事業等に関する基準」に規定する研修をご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tsuchi.html>

【本市で実施する研修について】

仙台市認知症介護研修の日程は、仙台市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/ninchisho/annai.html>

なお、研修を受講することで本市の指定基準を満たす事業者以外は、研修受講をお断りする場合があります。

※ 上記内容を踏まえた上で、現段階で想定される事業者決定後のスケジュールは以下のとおりです。詳細なスケジュールにつきましては、事業者決定後、本市と協議することとなります。

日 程	概 要
令和3年4月上旬～6月上旬	基本設計，図面協議，住民説明会の開催
令和3年6月中旬	事前協議済書の交付
令和3年7月下旬 ～ 令和4年2月下旬	補助審査会（出席不要） 補助内示，建築確認申請 建設工事の入札実施，工事 竣工・完了検査
令和4年3月上旬	指定前検査
令和4年3月下旬	地域密着型サービス運営委員会（出席不要）
※原則として 令和4年4月1日	指定・開所

仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における
事前申出及び事前協議手続に関する要綱

(平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市指定地域密着型サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成 18 年仙台市規則第 55 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定申請 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請をいう。
- (2) 指定申請予定者 規則第 2 条第 1 項に規定する指定申請手続きを行う者をいう。
- (3) 増設予定者 規則第 3 条第 1 項に規定する変更の届出を行う者のうち、認知症対応型共同生活介護を行う事業所の増設を行おうとする者をいう。

(事前申出)

第 3 条 事前申出の手続は、次のとおりとする。

- (1) 指定申請予定者は、指定申請前に、別に市長が定める手続きに従い、事業計画を示して、指定申請を行う予定である旨を市長に申し出なければならない。
- (2) 増設予定者は、増設前に、別に市長が定める手続きに従い、事業計画を示して、増設を行う予定である旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出（以下、「事前申出」という。）は、地域密着型サービス等事前申出書（様式第 1 号）に、別に市長が定める書類を添付することにより行うものとする。

(事前申出者の要件)

第 4 条 事前申出を行なう者（以下「事前申出者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事前申出を行うことができない。

- (1) 法人でないもの（看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者を除く。）
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号において「保険料等」という。）について、事前申出をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者
- (4) 事前申出者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者を除く。）が法第 78 条の 10（第

2号から第5号までを除く。以下この条において同じ。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され, その取消しの日から起算して5年を経過しない者。ただし, 当該指定の取消しが, 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して, この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く

- (5) 事前申出者(認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者に限る。)が法第78条の10の規定により指定(認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され, その取消しの日から起算して5年を経過しない者。ただし, 当該指定の取消しが, 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して, この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く
- (6) 事前申出者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者と密接な関係を有する者を除く。)が法第78条の10の規定により指定を取り消され, その取消しの日から起算して5年を経過しないとき。ただし, 当該指定の取消しが, 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して, この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く
- (7) 法第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は法第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で, 当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの
- (8) 事前申出前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (9) 事前申出者の役員等が次のイからニまで, ヘ又はト(認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者の役員等にあつては, 次のイからハまで, 又はホからトまで)のいずれかに該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第2号又は前号に該当する者

- ハ 介護保険法, 船員保険法, 国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。)について, 当該申出をした日の前日までに, これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け, かつ, 当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり, 当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が, 当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限り。)を引き続き滞納している者
 - ニ 法第 78 条の 10 の規定により指定(認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消された法人において, 当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条 の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの
 - ホ 法第 78 条の 10 の規定により指定(認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において, 当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条 の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの
 - ヘ 第 7 号 に規定する期間内に法第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において, 同号の通知の日前 60 日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの
 - ト 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (10) 第 12 条第 3 項の規定により事前申出の制限を受けている者

(事前協議事業者の決定)

第 5 条 事前協議の対象者(以下「事前協議事業者」という。)は次の各号に掲げる者とし, その決定は, 地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

- (1) 事前申出者
 - (2) 仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱(平成 9 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁。以下「施設整備補助金交付要綱」という。)及び仙台市夜間対応型訪問介護実施事業費補助金交付要綱(平成 18 年 12 月 21 日健康福祉局長決裁。)に基づく補助金を受けて地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)事業を実施する事業者
 - (3) 施設整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けて整備する事業と一体的に地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)事業を実施する事業者
 - (4) 別法人が運営する既存事業所を承継し, 建物に変更を加えたうえで事業を開始する事業者
 - (5) 事前協議事業者としての決定を受けた別法人の事業を包括的に承継した等の理由により, 事前協議事業者として決定することが社会通念上妥当と市長が認める事業者
- 2 市長は, 事前協議事業者を決定する場合において, 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)に基づき, 別に市長が定める予定整備量の範囲内で事前協議事業者の選定を行う

場合がある。

- 3 前項の事前協議事業者の選定は別に市長が定める手続きにより行うものとする。
- 4 第2項の選定により、事前協議事業者に決定されなかった場合は、地域密着型サービス等事前協議事業者選定結果通知（様式第3号）により事前申出者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項第2号から第5号に該当する者を事前協議事業者として決定するにあたり、あらかじめ事業計画書その他の必要と認める書類を徴することができる。

（事前協議事業者の決定の辞退）

第6条 事前協議事業者は、事前協議事業者の決定を辞退する場合は、地域密着型サービス等事前協議事業者決定辞退届出書（様式第4号）により、事前協議事業者の決定を辞退するものとする。

（決定通知書の決定の内容の変更）

第7条 事前協議事業者は、決定通知書に記載された事項について変更するときは、地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更承認書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更承認通知書（様式第6-1号）又は地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更不承認通知書（様式第6-2号）により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

（事前協議）

第8条 決定通知書を受領した事前協議事業者は、地域密着型サービス等事前協議書（様式第7号。以下「事前協議書」という。）により、市長と事業内容及び施設整備に関する協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

- 2 事前協議事業者は、前項の協議の終了後、当該設置計画に係る地域住民への説明会を行わなければならない。ただし、増設予定者、夜間対応型訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の事前協議事業者は、この手続を省略することができる。
- 3 事前協議事業者は、前項の説明会において寄せられた意見その他地域住民の意見を当該事業計画に反映させるよう努めなければならない。

（事前協議済書の交付申請）

第9条 事前協議事業者は、前条に規定する手続き終了後、地域密着型サービス等事前協議済書交付申請書（様式第8号）により、事前協議済書の交付申請を行うものとする。

（事前協議済書の交付）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議済書（様式第9号）を交付する。

- 2 事前協議事業者は、前項の事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

（事前協議済事項の変更）

第11条 事前協議事業者は、前条の規定による交付ののち、事前協議済の事項について変更

するときは、地域密着型サービス等事前協議済事項変更申請書（様式第10号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議済事項変更承認通知書（様式第11-1号）又は地域密着型サービス等事前協議済事項変更不承認通知書（様式第11-2号）により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

（事前協議事業者の決定の取消し）

第12条 市長は、事前協議事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事前協議事業者の決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により事前協議事業者の決定を受けたとき
- （2）事前協議事業者の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- （3）事前協議済の事項及びこれに付した条件に違反したとき
- （4）第4条第2号から第6号のいずれかに該当したとき

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った者に対し、期間を定めて申出の制限を行うことができる。

（事前協議を経ずに指定申請を行うことができる場合）

第13条 指定申請予定者は、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条から前条までの定めにかかわらず、指定申請を行うことができる。

- （1）共用型認知症対応型通所介護の指定申請を行う場合
- （2）別法人が運営する既存事業所を承継して事業を開始する場合であって、建物の変更を伴わない場合
- （3）別に市長が定める手続により選定された地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定申請を行う場合
- （4）現に運営する通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所の指定申請を行う場合であって、建物の変更を伴わず継続して事業を行う場合

（その他）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成18年6月6日から実施する。

附 則（平成18年12月27日改正）

この改正は、平成18年12月27日から実施する。

附 則（平成19年11月29日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成19年11月29日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について

適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成20年6月18日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成21年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成21年11月5日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

この改正は、平成22年7月20日から実施する。

(実施期日)

この改正は、平成22年12月1日から実施する。

附 則 (平成25年6月7日改正)

(実施期日)

この改正は、平成25年6月7日から実施する。

附 則 (平成26年6月4日改正)

(実施期日)

この改正は、平成26年6月4日から実施する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

(実施期日)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年6月22日改正)

(実施期日)

この改正は、平成30年6月22日から実施する。

附 則 (平成31年4月24日改正)

(実施期日)

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

地域密着型サービス事業者等事前協議事業者の選定等に関する要綱

(平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱（平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁。以下「事前申出等手続要綱」という。）第 5 条第 3 項に基づき、事前協議事業者の選定等の手続について定めるものとする。

(地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会の設置)

第 2 条 事前協議事業者の選定を適正に行うため、地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の所掌事務)

第 3 条 審査委員会は事前申出等手続要綱第 8 条第 1 項の事前協議を行う事業者の選定等に関する事項を、別記に定める選定基準に基づき審議する。

(組織)

第 4 条 審査委員会の委員は、総務課長、障害者支援課長、高齢企画課長、介護保険課長、各区障害高齢課長（出席者は 1 名とし、年度ごとに各区輪番制により決するものとする）をもってこれに充てる。

(委員長)

第 5 条 審査委員会に委員長を置き、保険高齢部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、委員会を統括する。

3 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、審査委員会を招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、審査にあたっては、あらかじめ、介護保険条例施行規則第 22 条第 1 項本文に規定する地域密着型サービス運営委員会に諮り、意見を求めるものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審査委員会の庶務は、保険高齢部介護事業支援課において処理する。

(事前協議事業者の決定)

第8条 委員長は、審査委員会の審査結果について、健康福祉局長に報告する。

2 健康福祉局長は、前項の報告に基づき、事前協議事業者を決定する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域密着型サービス事業者等事前協議事業者選定等について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年6月6日から実施する。

附 則 (平成19年11月29日改正)

この改正は、平成19年11月29日から実施する。

附 則 (平成20年6月18日改正)

この改正は、平成20年6月18日から実施する。

附 則 (平成21年7月3日改正)

この改正は、平成21年7月3日から実施する。

附 則 (平成22年7月20日改正)

この改正は、平成22年7月20日から実施する。

附 則 (平成25年5月29日改正)

この改正は、平成25年5月29日から実施する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

別記（第3条関係）

地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前協議対象者の選定基準

- 1 地域密着型サービス事業の実施理由
- 2 法人または法人代表者の高齢者福祉事業における実績
- 3 地域密着型サービス事業所経営の安定性
- 4 施設運営の考え方
- 5 サービスの内容（具体性，適切性，創意工夫等）
- 6 日常生活圏域内における地域住民との連携
- 7 事業予定地の確保状況
- 8 その他健康福祉局長が必要と認めた項目

<問合せ先>

仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(仙台市役所本庁舎8階)

電話:022-214-8169

FAX:022-214-4443

E-mail:fuk005180@city.sendai.jp